

最終保障供給約款変更届出書

2022年4月1日

中国電力ネットワーク株式会社

最終保障供給約款変更届出書

企託サ 第3号
2022年4月1日

経済産業大臣 萩生田 光 一 殿

広島市中区小町4番33号
中国電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 松 岡 秀 夫

電気事業法第20条第1項の規定により、次のとおり最終保障供給約款を変更したいので届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙 電気最終保障供給約款のとおりであります。
実 施 期 日	2022年4月12日

別紙

電気最終保障供給約款

2022年4月12日実施

中国電力ネットワーク株式会社

電気最終保障供給約款

目 次

I	総 則	1
1	適 用	1
2	最終保障供給約款の届出および変更	1
3	定 義	1
4	単位および端数処理	3
5	実 施 細 目	4
II	契約の申込み	5
6	需給契約の申込み	5
7	需給契約の成立および契約期間	5
8	需 要 場 所	6
9	需給契約の単位	7
10	供 給 の 開 始	8
11	供 給 の 単 位	8
12	供給電気方式, 供給電圧および周波数	8
13	承 諾 の 限 界	9
14	需給契約書の作成	9
III	契約種別および料金	10
15	契 約 種 別	10
16	最終保障電力A	10

17	最終保障電力B	12
18	最終保障予備電力	15
Ⅳ 料金の算定および支払い18		
19	料金の適用開始の時期	18
20	検 針 日	18
21	料金の算定期間	19
22	計 量	19
23	使用電力量の算定等	20
24	料 金 の 算 定	20
25	日 割 計 算	21
26	料金の支払義務および支払期日	21
27	料金その他の支払方法	23
28	延 滞 利 息	23
29	保 証 金	24
Ⅴ 使用および供給26		
30	適正契約の保持	26
31	契 約 超 過 金	26
32	力 率 の 保 持	26
33	需要場所への立入りによる業務の実施	27
34	電気の使用にともなうお客さまの協力	27
35	供 給 の 停 止	28
36	供給停止の解除	29
37	供給停止期間中の料金	30

38	違 約 金	30
39	供給の中止または使用の制限もしくは中止	30
40	制限または中止の料金割引	31
41	損害賠償の免責	33
42	設 備 の 賠 償	33
Ⅵ 契約の変更および終了		34
43	需給契約の変更	34
44	名 義 の 変 更	34
45	需給契約の消滅	34
46	需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう工事費の精算	35
47	解 約 等	35
48	需給契約消滅後の債権債務関係	36
Ⅶ 供給方法および工事		37
49	需給地点および施設	37
50	架 空 引 込 線	38
51	地 中 引 込 線	38
52	連接引込線等	39
53	引込線の接続	40
54	計量器等の取付け	40
55	専用供給設備	41

Ⅷ 工事費の負担	42
56 一般供給設備の工事費負担金	42
57 特別供給設備の工事費負担金	45
58 供給設備を変更する場合の工事費負担金	46
59 特別供給設備等の工事費の算定	47
60 工事費負担金の申受けおよび精算	49
61 臨時工事費	51
62 需給開始に至らないで需給契約を廃止 または変更される場合の費用の申受け	52
63 工事費等に関する契約書の作成	52
Ⅸ 保 安	53
64 保安の責任	53
65 保安等に対するお客さまの協力	53
附 則	55
別 表	59

I 総 則

1 適 用

(1) 当社が、高圧または特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気の供給を保障するための電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気最終保障供給約款（以下「この最終保障供給約款」といいます。）によります。

(2) この最終保障供給約款は、当社の供給区域である次の地域（電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島を除きます。）に適用いたします。

鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県，兵庫県の一部，香川県の一部，愛媛県の一部

2 最終保障供給約款の届出および変更

(1) この最終保障供給約款は、電気事業法第20条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。

(2) 当社は、この最終保障供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気最終保障供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この最終保障供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低 圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(2) 高 圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

(3) 特別高圧

標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。

(4) 電 灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(5) 小型機器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

(6) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(7) 付帯電灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ 現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯

ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

(8) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(9) 契約使用期間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

(10) 最大需要電力

30分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいいます。

(11) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(12) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(14) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(15) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4 単位および端数処理

この最終保障供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この最終保障供給約款の実施上必要な細目的事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの最終保障供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

契約種別，供給電気方式，需給地点，需要場所，供給電圧，負荷設備，受電設備，契約電力，発電設備，業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法

- (2) 契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、最終保障予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間の満了の日までといたします。

なお、契約使用期間は1年をこえないものといたします。

8 需 要 場 所

- (1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、1建物をなすものは1建物を1需要場所といたします。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。また、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、集合住宅等の1建物内において、共用部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は、その部分を1需要場所とすることがあります。ただし、複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は、正当な理由がない限り、1構内をなすものとみなします。

- (2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1需要場所とすることがあります。
- (3) 道路その他公共の用に供せられる土地((1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。)において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1需要場所といたします。
- (4) (1)に定める1構内もしくは1建物、(2)に定める隣接する複数の構内または(3)に定める設置されている場所(以下「原需要場所」といいます。)において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用上の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分(以下「特例区域等」といいます。)のお客さまからの申出がある場合で、次のいずれにも該

当するときは、(1)、(2) または (3) にかかわらず、特例区域等を 1 需要場所といたします。

イ 次の事項について、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。

(イ) 非特例区域等について、(1)、(2) または (3) に準じて需要場所を定めること。

(ロ) 当社が特例区域等における業務を実施するため、33（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

ハ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

ニ 当社が非特例区域等における業務を実施するため、33（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ホ 特例区域等を 1 需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適當でなく、他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

- (1) 1 需要場所において、最終保障電力 A または最終保障電力 B と最終保障予備電力とをあわせて契約する場合
- (2) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の

電気の使用者の利益に資する措置にともない，お客さまからの申出がある場合で，当社が技術上，保安上適当と認めたとき。

- (3) 電気鉄道の場合で，負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の需給地点において常時電気の供給を受けるお客さまの希望により，一括して1需給契約を結ぶとき。

10 供給の開始

- (1) 当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は，次の場合を除き，1需要場所につき，1供給電気方式，1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 9（需給契約の単位）(2) または (3) の場合
- (2) 18（最終保障予備電力）(1) イおよびロをあわせて契約する場合
- (3) 共同引込線（2以上の需要場所に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合
- (4) その他技術上，経済上やむをえない場合等特別な事情がある場合

12 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式は，交流3相3線式とし，供給電圧は，契約電力に応じて次のとおりとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電圧

については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で供給することがあります。

契約電力	2,000キロワット未満	標準電圧	6,000ボルト
契約電力	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧	20,000ボルト
契約電力	10,000キロワット以上 30,000キロワット未満	標準電圧	60,000ボルト
契約電力	30,000キロワット以上	標準電圧	100,000ボルト

13 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお客さまにお知らせいたします。

14 需給契約書の作成

当社は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

15 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

契約種別	最終保障電力 A
	最終保障電力 B
	最終保障予備電力

16 最終保障電力 A

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する電灯または小型機器について当社の託送供給等約款（以下「託送供給等約款」といいます。なお、当社が託送供給等約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。）20（臨時接続送電サービス）（2）イ（イ）を適用した場合の臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）（2）イ（ロ）を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(2) 契約電力

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、または最大需要電力の実績、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によっ

て定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契 約 電 力 1 キ ロ ワ ッ ト に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2,079円00銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2,052円60銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2,032円80銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	標 準 電 圧 6,000 ボ ル ト で 供 給 を 受 け る 場 合	17円06銭	15円66銭
	標 準 電 圧 20,000 ボ ル ト で 供 給 を 受 け る 場 合	13円84銭	12円74銭
	標 準 電 圧 60,000 ボ ル ト で 供 給 を 受 け る 場 合	13円71銭	12円61銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表3（平均力率の算定）によるものといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

17 最終保障電力B

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する付帯電灯について託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）（2）イ（イ）を適用した場合の臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）（2）イ（ロ）を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

（2） 契約電力

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、または最大需要電力の実績、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

（3） 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契 約 電 力 1 キ ロ ワ ッ ト に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2,079円00銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2,052円60銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2,032円80銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	1,993円20銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	15円14銭	13円92銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	13円00銭	11円96銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	12円84銭	11円80銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	12円62銭	11円62銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、

別表3（平均力率の算定）によるものといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(4) その他

発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

18 最終保障予備電力

(1) 適用範囲

最終保障電力Aまたは最終保障電力Bのお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ 予 備 線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で供給を受ける場合

(2) 契約電力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、1年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の

契約電力は、原則として50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものとなります。）の5パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものとなります。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの計量損失率で修正したものといたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、最終保障予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、最終保障電力 A または最終保障電力 B に準ずるものといたします。

Ⅳ 料金の算定および支払い

19 料金の適用開始の時期

料金は、需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。ただし、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合またはお客さまの責めとしない理由によって需給が開始されない場合は、あらためてお客さまと当社との協議によって定められた需給開始日から適用いたします。

20 検 針 日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。ただし、高圧で電気の供給を受ける場合で契約電力が500キロワット以上のとき、または特別高圧で電気の供給を受ける場合の検針日は、当社が検針日を定める場合を除き、実際に検針を行なった日にかかわらず、毎月1日といたします。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (4) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、口の場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの

期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (5) (3) の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
- (6) (4) イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (7) (4) ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

21 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 当社があらかじめお客さまに電力量または最大需要電力が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせした場合は、料金の算定期間は、(1) にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

22 計 量

- (1) 使用電力量および最大需要電力は、原則として、記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。

- (2) 計量の結果は、各月ごとにすみやかにお客さまにお知らせいたします。

23 使用電力量の算定等

- (1) 使用電力量は、30分ごとに、計量された電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
- (2) 20（検針日）（2）または（4）の場合で、検針を行なわなかったときの使用電力量または最大需要電力は、別表4（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量または最大需要電力といたします。
- (3) 記録型計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力を正しく計量できない場合には、使用電力量または最大需要電力は、別表4（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量または最大需要電力といたします。

24 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 21（料金の算定期間）（1）の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
 - ニ 21（料金の算定期間）（2）の場合で計量期間の日数とその計量期間の

始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

(2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

25 日割計算

(1) 当社は、24（料金の算定）（1）イ、ロ、ハまたは二の場合の基本料金は、別表5（日割計算の基本算式）（1）により日割計算をいたします。

(2) 24（料金の算定）（1）イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。また、24（料金の算定）（1）ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。

イ 力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表5（日割計算の基本算式）（1）により日割計算をいたします。

ロ 負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。

26 料金の支払義務および支払期日

(1) お客さまの料金の支払義務は、次の場合を除き、検針日に発生いたします。

イ 20（検針日）（6）の場合の料金については次回の検針日といたします。

ロ 23（使用電力量の算定等）（2）または（3）の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。

ハ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

- (2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) お客様の料金の支払期日は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、当社が検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

- イ お客様が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- ロ お客様が破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
- ハ お客様が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- ニ お客様が公租公課の滞納処分を受けた場合
- ホ その他の理由でお客様に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社がお客様に通知した場合

- (4) お客様が(3)イからホまでのいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおり取り扱います。

- イ お客様が(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で、かつ、当社への支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限ります。）については、お客様が(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし、お客様が(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない場合に

は、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

ロ お客さまが（3）イからホまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

27 料金その他の支払方法

（1） 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて払い込み等によりお客さまから支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

（2） お客さまが料金を（1）イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、（1）ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。

（3） 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

（4） 20（検針日）（6）の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

28 延滞利息

（1） お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、

支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

29 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

- (3) 保証金の預かり期間は、預かり日から、契約期間満了の日以降60日目の日までといたします。
- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。
- (5) 当社は、保証金について利息を付しません。
- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(4)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

V 使用および供給

30 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適當と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

31 契約超過金

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金としてお客さまから申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

32 力率の保持

- (1) 需給地点の力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。
なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。
- (2) 当社は、技術上必要がある場合には、お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。
なお、この場合の1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

33 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 65（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 35（供給の停止）、45（需給契約の消滅）（1）または47（解約等）により必要な処置
- (6) その他この最終保障供給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

34 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、お客さまの負

担で、当社が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1) に準じて取り扱います。

なお、この場合の料金その他の連系条件は、別に定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

35 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合

ハ 53（引込線の接続）に反して、当社の電線絡または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払されない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払されない場合

- ハ この最終保障供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この最終保障供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- (3) お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ハ 最終保障電力Bの場合または最終保障予備電力で最終保障電力Bに準ずる場合で，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。
- ニ 33（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
- ホ 34（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合
- (4) お客さまがその他この最終保障供給約款に反した場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- (5) (1) から (4) によって電気の供給を停止する場合には，当社は，当社の供給設備またはお客さまの電気設備において，供給停止のための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

36 供給停止の解除

35（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，当社は，すみやかに電気の供給を再開いたします。

37 供給停止期間中の料金

35（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を25（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

38 違 約 金

- （1） お客さまが35（供給の停止）（3）ロまたはハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金としてお客さまから申し受けます。
- （2） （1）の免れた金額は、この最終保障供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- （3） 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

39 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- （1） 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 電気の需給上やむをえない場合
 - ロ 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ハ 当社の電気工作物の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ニ 非常変災の場合
 - ホ その他保安上必要がある場合
- （2） （1）の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

40 制限または中止の料金割引

- (1) 最終保障電力Aおよび最終保障電力Bについては、当社は、39（供給の中止または使用の制限もしくは中止）（1）によって、電気の供給を中止し、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 高压で電気の供給を受ける場合で、契約電力が500キロワット未満のとき。

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、24（料金の算定）（1）イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

ロ 高压で電気の供給を受ける場合で、契約電力が500キロワット以上のときまたは特別高压で電気の供給を受ける場合

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、24（料金の算定）（1）イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。

なお、制限時間については、次により修正したうえで合計いたします。

a 需要電力を制限した場合

$$H' = H \times \frac{D - d}{D}$$

H' = 修正時間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。）

H = 制限時間

D = 契約電力

d = 制限時間中の需要電力の最大値

b 使用電力量を制限した場合

$$H' = H \times \frac{A - B}{A}$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

A = 制限指定時間中の基準となる電力量（お客さまの平常操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。）

B = 制限時間中の使用電力量

c 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については、aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。

(2) (1) による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れませ

ん。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

- (3) 最終保障予備電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

41 損害賠償の免責

- (1) 10(供給の開始)(2)によって需給開始日を変更した場合、39(供給の中止または使用の制限もしくは中止)(1)によって電気の供給を中止し、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 35(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合または47(解約等)によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

42 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

Ⅵ 契約の変更および終了

43 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

44 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

45 需給契約の消滅

- （１）お客さまがこの最終保障供給約款にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

- （２）需給契約は、47（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

46 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう工事費の精算

次の場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、供給設備を施設する際に臨時工事費を申し受けた場合または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。また、お客さまが需給契約の消滅後も同一の使用形態で引き続き供給設備を利用され、その期間が1年以上となる利用部分については、工事費を精算いたしません。

- (1) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない当社が供給設備を新たに施設した場合で、お客さまがその供給設備を利用されてから1年に満たないで需給契約が消滅するときには、当社が新たに施設した供給設備について61（臨時工事費）によって算定される臨時工事費と、既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。
- (2) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない当社が供給設備を新たに施設した場合で、お客さまがその供給設備を利用されてから1年に満たないで契約電力を減少しようとされるときには、当社が新たに施設した供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について61（臨時工事費）によって算定される臨時工事費と、既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。ただし、契約電力の減少にともない供給電圧を変更する場合は、契約電力の新増加にともない当社が新たに施設した供給設備について61（臨時工事費）によって算定される臨時工事費および契約電力の減少にともない当社が新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と、既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

47 解 約 等

- (1) 35（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- (2) お客さまが、45（需給契約の消滅）（1）による通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

48 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法および工事

49 需給地点および施設

(1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

(2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。

イ 山間地、離島にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

ロ 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

ハ 1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

ニ 51（地中引込線）（4）により地中引込線によって電気を供給する場合

ホ その他特別の事情がある場合

(3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。

なお、当社は、お客さま（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合は、その施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。

(4) 付帯設備（（3）によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの負担により、お客さまで施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を

無償で利用できるものといたします。

50 架空引込線

- (1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する補助支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が補助支持物を無償で利用できるものといたします。

51 地中引込線

- (1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適當と認められる場合で、当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も当社の供給設備に近い接続点までを当社が施設いたします。
 - イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点
 - ロ 当社が施設する接続装置の接続点なお、当社は、お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。
- (2) (1) により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客さまと当社との協

議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ 建物の3階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

- (3) 地中引込線の施設上必要な付帯設備は、原則として、お客さまの負担により、お客さまで施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で利用できるものといたします。

なお、この場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ 鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（ π 引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ その他イまたはロに準ずる設備

- (4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行ないます。この場合、当社は、57（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金をお客さまから申し受けます。

52 接続引込線等

当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、接続引込線（1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引

込線をいいます。) または共同引込線による引込みで電気を供給することがあります。この場合、当社は、分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。

なお、お客さまの電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。

53 引込線の接続

当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、当社が行いません。

なお、お客さまの希望によって引込線の位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額をお客さまから申し受けます。

54 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置(計量器箱、変成器、変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。)および区分装置(力率測定時間を区分する装置等をいいます。)については、原則として、契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取付けます。ただし、次の場合には、お客さまの負担により、お客さまで取付けていただくことがあります。

イ お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ 変成器の2次配線等で、とくに多額の費用を要する場合

- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、当社が無償で利用できるものといたします。
- (4) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置

を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額をお客さまから申し受けます。

55 専用供給設備

(1) 当社は、次の場合には、57（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。

イ お客さまがとくに希望され、かつ、他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合

ロ 34（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合

ハ お客さまの施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により、特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

(2) (1) の専用設備は、需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

(3) (2) において、開閉所は、変電所とみなします。

(4) 当社は、供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。

イ 2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。

ロ お客さまが、既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

VIII 工事費の負担

56 一般供給設備の工事費負担金

(1) 高圧で電気の供給を受ける場合

イ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空供給側接続設備の場合は1,000メートル、地中供給側接続設備の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

区 分	単 位	金 額
架空供給側接続設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	3,520円00銭
地中供給側接続設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	28,050円00銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空供給側接続設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中供給側接続設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。

ロ 2以上のお客さまが供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

(イ) 2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまにより1申込みとみなして算定いたします。この場合、無償こう長は、イの無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。

(ロ) 2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、

お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの供給側接続設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。

ハ 架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合のイの超過こう長は、次により算定いたします。

(イ) 地中供給側接続設備の超過こう長は、地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

(ロ) 架空供給側接続設備の超過こう長は、架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし、地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

架空供給側接続設備の超過こう長

$$\begin{aligned} &= \text{架空供給側接続設備の工事こう長} - \left(\text{地中供給側接続設備の無償こう長} - \text{地中供給側接続設備の工事こう長} \right) \\ &\quad \times \frac{\text{架空供給側接続設備の無償こう長}}{\text{地中供給側接続設備の無償こう長}} \end{aligned}$$

(2) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

イ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について（イ）により算定される工事費が（ロ）の当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

(イ) 工 事 費

a 架空供給側接続設備の場合 (工事こう長100メートル当たり)

新増加契約電力 1 キロワット に つ き	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	550円00銭
	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	176円00銭
	標準電圧100,000ボルトで 供給を受ける場合	110円00銭

なお、標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合で、支持物に電柱を使用するときには、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の15パーセントといたします。

b 地中供給側接続設備の場合 (工事こう長100メートル当たり)

新増加契約電力 1 キロワット に つ き	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	660円00銭
	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	539円00銭
	標準電圧100,000ボルトで 供給を受ける場合	319円00銭

なお、張替えを行なう場合には、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。

(ロ) 当社負担額

新増加契約電力 1 キロワットにつき	5,500円00銭
--------------------	-----------

ロ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、施設後3年以内の供給側接続設備を利用して電気の供給を受けるときは、

新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

- (3) 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）の各項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ 供給側接続設備

需給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、発電所または変電所の引出口に施設される断路器の需給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は、送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る電線および引込線等をいいます。

ロ 工事こう長

別表6（標準設計）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (4) Ⅷ（工事費の負担）の各項において、負荷設備の総容量の増加にともない低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、契約電力を増加されるものとみなします。

57 特別供給設備の工事費負担金

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

イ お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額

なお、この場合も56（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を

申し受けます。

ただし、需給地点が行政庁から認可、認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合で、地中配電設備を施設するときは、その工事費の全額からケーブル、変圧器、開閉器等の工事費を差し引いた金額といたします。

ロ 55（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、55（専用供給設備）（2）によるものといたします。

（2） お客さまが18（最終保障予備電力）によって新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、56（一般供給設備の工事費負担金）（3）イに準ずるものといたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、55（専用供給設備）（2）によるものといたします。

58 供給設備を変更する場合の工事費負担金

（1） 新たな電気の使用または契約電力の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合は、53（引込線の接続）または54（計量器等の取付け）によって実費相当額を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

（2） 34（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって当社が供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

59 特別供給設備等の工事費の算定

57（特別供給設備の工事費負担金）および58（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。

- （1） 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、標準設計工事費とし、工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り（測量監督費、補償費および建設分担関連費を含みます。）の合計額といたします。

なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

また、算定にあたっては、次のとおりといたします。

イ 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

ロ 土地費は、工事費に含みません。ただし、架空供給側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は、その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

ハ 架空供給側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架空供給側接続設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

ニ 残地補償費は、補償費と明らかに区分されている場合に限り、工事費に含みます。

ホ 建設分担関連費は、電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り、工事費に含みます。

ヘ お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、61（臨時工事費）に準じて算定いたします。

- （2） お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費

は、(1) に準じて算定いたします。

- (3) 57 (特別供給設備の工事費負担金) (1) イに該当し、かつ、その工事費を56 (一般供給設備の工事費負担金) (1) イに定める超過こう長1メートル当たりの金額または56 (一般供給設備の工事費負担金) (2) イ (イ) に定める工事費単価にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1) および(2)にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも56 (一般供給設備の工事費負担金) (1) イまたは56 (一般供給設備の工事費負担金) (2) イ (イ) にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

- (4) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

- (5) 特別高圧で電気の供給を受ける場合で、使用開始後3年以内の供給設備を利用するときは、新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

なお、この場合の工事費は、56 (一般供給設備の工事費負担金) (2) イ (イ) に準じて算定いたします。

- (6) 高圧で電気の供給を受ける場合で、予備供給設備の工事費を56 (一般供給

設備の工事費負担金) (1) イに定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは, (1) または (2) にかかわらず, その工事費を56 (一般供給設備の工事費負担金) (1) イにもとづいて算定いたします。この場合, 超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

- (7) 特別高圧で電気の供給を受ける場合, 予備供給設備の工事費は, お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望されるときを除き, (1) にかかわらず, 56 (一般供給設備の工事費負担金) (2) イ (イ) およびロによって算定いたします。

なお, 18 (最終保障予備電力) によって電気の供給を受ける場合で, 一般供給設備と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工事費は, 56 (一般供給設備の工事費負担金) (2) イ (イ) の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。

- (8) 高圧で電気の供給を受ける場合で, 工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき ((3) および (6) の場合を除きます。) は, (1) または (2) にかかわらず, 工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

- (9) 特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し, または契約電力を増加される場合で, これにともない当社が新たに供給設備を施設するときには, 当社は, 56 (一般供給設備の工事費負担金) または57 (特別供給設備の工事費負担金) にかかわらず, その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお, この場合の工事費負担金は, 57 (特別供給設備の工事費負担金) の場合に準じて算定いたします。

60 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は, 工事費負担金を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

(2) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものとい
たします。

イ 56（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に
該当するとき。

(イ) 設計変更等により、架空供給側接続設備または地中供給側接続設備の
いずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合

(ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ 57（特別供給設備の工事費負担金）（56〔一般供給設備の工事費負担金〕
に準じて算定する場合は、イに準ずるものといたします。）および58（供
給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次
に該当するとき。

(イ) 高圧で電気の供給を受ける場合

a 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧
器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変
更の差異が5パーセントをこえる場合

b 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計か
ら払出しまでの期間が短いときを除きます。）

c その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合

(ロ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

原則としてすべての場合

(3) 当社は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給
設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備の使用開始後10年以内に行なわれる場合は、そ
の専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給
設備として算定した工事費負担金と、既に申し受けた工事費負担金との差額
をお返しいたします。

(4) 高圧で電気の供給を受ける場合で、工業団地として整備された地域等にお

いて、原則として1年以内にすべての建物が施設され、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される56（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。また、工事費負担金契約書（63〔工事費等に関する契約書の作成〕に定める工事費負担金契約書をいいます。）に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された供給側接続設備に応じたものとしたします。

61 臨時工事費

- （1） 契約使用期間が1年未満のお客さまのために新たに供給設備を施設し、かつ、契約使用期間満了にともなってその供給設備を撤去する場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、お客さまから、原則として工事着手前に申し受けます。

なお、高圧で電気の供給を受ける場合、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

また、特別高圧で電気の供給を受ける場合、原則として、撤去後の資材のうち変圧器、開閉器等の機器については、契約使用期間1月（1月未満は、1月といたします。）につきその価額の1パーセントを差し引いた金額を残存価額といたします。

- （2） 臨時工事費を申し受ける場合は、56（一般供給設備の工事費負担金）、57（特

別供給設備の工事費負担金) および58(供給設備を変更する場合の工事費負担金)の工事費負担金は申し受けません。

- (3) 高圧で電気の供給を受ける場合、新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。
- (4) 臨時工事費の精算は、60(工事費負担金の申受けおよび精算)(2)ロの場合に準ずるものといたします。

- 62 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け
- 供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合で、その供給設備を利用して電気を使用されないときは、当社は、要した費用の実費をお客さまから申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費をお客さまから申し受けます。

63 工事費等に関する契約書の作成

当社は、お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費等に関する必要な事項について、原則として工事着手前に、契約書を作成いたします。

IX 保 安

64 保安の責任

当社は、需給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

65 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適切な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが、当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社が保安上必要と認めるときは、その期間について、当社は、(1)に準じて、適切な処置をいたします。
- (3) お客さまが、当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当社に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- (4) 当社は、必要に応じて、需給開始に先だち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。

- (5) 当社は、必要に応じて、(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について別途協定書を締結いたします。

附 則

1 この最終保障供給約款の実施期日

この最終保障供給約款は、2022年4月12日から実施いたします。

2 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量および最大需要電力は、22（計量）（1）または附則4（記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置）（1）ニにかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量および最大需要電力は、計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

3 供給電圧についての特別措置

供給電圧については、当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則の規定にかかわらず標準電圧3,000ボルトまたは標準電圧30,000ボルトで供給することがあります。この場合において、料金その他の供給条件は、次によります。

- （1） 標準電圧3,000ボルトで供給する場合には、標準電圧6,000ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。
- （2） 標準電圧30,000ボルトで供給する場合には、標準電圧20,000ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

4 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

- （1） 30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量する場合は次によります。

イ 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間

における使用電力量は、次の場合ならびにへおよびトの場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

（イ） 20（検針日）（2）の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、24（料金の算定）（1）イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

（ロ） 20（検針日）（6）の場合、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、24（料金の算定）（1）イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

（ハ） 20（検針日）（7）の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、24（料金の算定）（1）イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、へおよびトの場合を除

き、検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。

なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。

ハ 計量器の読みは、次によります。

（イ） 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

（ロ） 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。

（ハ） 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30分最大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。

ニ 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

ホ 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

ヘ 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、トの場合を除き、次によります。

（イ） 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外しした電力量計ごとにイに準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

（ロ） 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外しした30分最大需要電力計ごとにロに準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

ト 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表4（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

- (2) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、16（最終保障電力A）（3）ロ、17（最終保障電力B）（3）ロおよび18（最終保障予備電力）（3）ロにおいて、その1月に夏季およびその他季がともに含まれるときの使用電力量については、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。
- (3) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、24（料金の算定）（1）イ、ロ、ハまたはニのときは、次により電力量料金を算定いたします。
- イ 24（料金の算定）（1）イ、ハまたはニの場合
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
- ロ 24（料金の算定）（1）ロの場合
料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。
- (4) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、24（料金の算定）（1）イ、ロ、ハまたはニのときは、次により再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。
- イ 24（料金の算定）（1）イ、ハまたはニの場合
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
- ロ 24（料金の算定）（1）ロの場合
料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロおよびハの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう4月の検針日は、5月1日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ただし、最終保障予備電力の場合で、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの計量損失率で修正したものといたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、最終保障予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ) および (ハ) の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ) の場合を除き、(イ) に準ずるものといたします。この場合、(イ) にいう検針日は、計量日といたします。

(ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別
高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備
電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、（イ）
に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう4月の検針日は、
5月1日といたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品
の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といた
します。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位
で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times a + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油
価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス
価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$a = 0.1543$$

$$\beta = 0.1322$$

$$\gamma = 0.9761$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原
油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均
石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入
いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (26,000\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000\text{円}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ) および (ハ) の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日 までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日 の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日 までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日 の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日 までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日 の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日 までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日 の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日 までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日 の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日 までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日 の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日 までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日 の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日 までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の 検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日 までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の 前日までの期間
毎年10月1日から12月31日 までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の 前日までの期間
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の 前日までの期間
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、 翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の 前日までの期間

(ロ) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

(ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット 時 に つ き	高圧で供給を受ける場合	23銭4厘
	特別高圧で供給を受ける場合	22銭7厘

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

3 平均力率の算定

(1) 平均力率は、無効電力量を有効電力量で除してえた値（端数は、小数点以

下第5位で四捨五入いたします。) に応じて、次のとおりいたします。

無効電力量 ／有効電力量の値		平均力率 (パーセント)	無効電力量 ／有効電力量の値		平均力率 (パーセント)
0.0000から	0.1004まで	100	0.8420から	0.8685まで	76
0.1005	0.1752	99	0.8686	0.8954	75
0.1753	0.2279	98	0.8955	0.9225	74
0.2280	0.2718	97	0.9226	0.9500	73
0.2719	0.3106	96	0.9501	0.9778	72
0.3107	0.3461	95	0.9779	1.0060	71
0.3462	0.3793	94	1.0061	1.0345	70
0.3794	0.4108	93	1.0346	1.0636	69
0.4109	0.4409	92	1.0637	1.0931	68
0.4410	0.4701	91	1.0932	1.1231	67
0.4702	0.4984	90	1.1232	1.1536	66
0.4985	0.5261	89	1.1537	1.1848	65
0.5262	0.5533	88	1.1849	1.2166	64
0.5534	0.5801	87	1.2167	1.2490	63
0.5802	0.6066	86	1.2491	1.2822	62
0.6067	0.6329	85	1.2823	1.3161	61
0.6330	0.6590	84	1.3162	1.3508	60
0.6591	0.6850	83	1.3509	1.3864	59
0.6851	0.7110	82	1.3865	1.4229	58
0.7111	0.7370	81	1.4230	1.4603	57
0.7371	0.7630	80	1.4604	1.4988	56
0.7631	0.7892	79	1.4989	1.5384	55
0.7893	0.8154	78	1.5385	1.5792	54
0.8155	0.8419	77	1.5793	1.6211	53

無効電力量 ／有効電力量の値		平均力率 (パーセント)	無効電力量 ／有効電力量の値		平均力率 (パーセント)
1.6212から	1.6644まで	52	3.3634から	3.4962まで	28
1.6645	1.7091	51	3.4963	3.6389	27
1.7092	1.7554	50	3.6390	3.7919	26
1.7555	1.8031	49	3.7920	3.9572	25
1.8032	1.8526	48	3.9573	4.1362	24
1.8527	1.9039	47	4.1363	4.3305	23
1.9040	1.9571	46	4.3306	4.5424	22
1.9572	2.0124	45	4.5425	4.7744	21
2.0125	2.0700	44	4.7745	5.0298	20
2.0701	2.1299	43	5.0299	5.3121	19
2.1300	2.1923	42	5.3122	5.6261	18
2.1924	2.2576	41	5.6262	5.9775	17
2.2577	2.3258	40	5.9776	6.3736	16
2.3259	2.3972	39	6.3737	6.8237	15
2.3973	2.4721	38	6.8238	7.3396	14
2.4722	2.5507	37	7.3397	7.9373	13
2.5508	2.6334	36	7.9374	8.6380	12
2.6335	2.7206	35	8.6381	9.4712	11
2.7207	2.8126	34	9.4713	10.4787	10
2.8127	2.9099	33	10.4788	11.7221	9
2.9100	3.0130	32	11.7222	13.2958	8
3.0131	3.1225	31	13.2959	15.3521	7
3.1226	3.2390	30	15.3522	18.1543	6
3.2391	3.3633	29	18.1544	22.1997	5

無効電力量 ／有効電力量の値		平均力率 (パーセント)	無効電力量 ／有効電力量の値		平均力率 (パーセント)
22.1998から	28.5539まで	4	66.6668から	199.9975まで	1
28.5540	39.9875	3	199.9976	∞	
39.9876	66.6667	2			

なお、平均力率は、次の算式にもとづき計算しています。

$$\text{平均力率 (パーセント)} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

- (2) 有効電力量および無効電力量の計量については、22（計量）に準ずるもの
といたします。ただし、有効電力量または無効電力量は、22（計量）にかか
わらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量
いたします。この場合、有効電力量または無効電力量は、計量された有効電
力量または無効電力量を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセ
ントの計量損失率によって修正したものといたします。

4 使用電力量等の協定

使用電力量または最大需要電力を協議によって定める場合の基準は、次によ
ります。

(1) 使用電力量の協定

原則として次のいずれかの値といたします。

イ 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間
または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更が
あった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力
を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

(イ) 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の実日数}} \times \frac{\text{協定の対象となる}}{\text{期間の日数}}$$

(ロ) 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の実日数}} \times \frac{\text{協定の対象となる}}{\text{期間の日数}}$$

ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間に乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \frac{\text{協定の対象となる}}{\text{期間の日数}}$$

ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、54（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

ホ 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

(イ) お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

(ロ) 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

(2) 最大需要電力の協定

(1) に準ずるものといたします。

5 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、24（料金の算定）（1）ハまたはニに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}}$$

といたします。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の（1）にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 21（料金の算定期間）（2）の場合は、（1）にいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の（1）にいう検針期間の日数は、（2）に準ずるものといたします。この場合、（2）にいう検針日は、計量日といたします。

(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の（1）にいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

- (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)の日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

6 標準設計

(1) 高压電線路

イ 一般基準

(イ) 電圧降下の許容限度

電線路における電圧降下の許容限度は、次のとおりといたします。この場合の電線路とは、需給地点から需給地点に最も近い当社の発電所または変電所の引出口までといたします。

なお、既設の電線路を利用する場合、または他のお客さまと同時に供給設備を施設する場合は、他のお客さまの電圧降下および電圧変動を考慮して施設いたします。また、下表に定めのない電圧で供給する場合は、下表に準ずるものといたします。

公称電圧（ボルト）	6,600
電圧降下の許容限度（ボルト）	600

(ロ) 経 過 地

電線路の経過地は、地形その他を考慮して、保守および保安に支障のない範囲において電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

電線路は、架空電線路を標準といたします。ただし、架空電線路とすることが法令上不可能な場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合は、他の方法によります。

ロ 架空電線路

(イ) 電線路の施設

- a 電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線の張替え、負荷の分割のうち、電線路の保守または保安に支障をきたさない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。
- b 電線路を単独に新設する場合は、原則として1回線といたします。

(ロ) 支持物の種類

- a 支持物には、鉄筋コンクリート柱または複合鉄筋コンクリート柱を使用いたします。

なお、鉄筋コンクリート柱または複合鉄筋コンクリート柱の使用区分については、法令および周囲の状況を考慮して、技術上、経済上適当なものを選定いたします。

- b 鉄筋コンクリート柱または複合鉄筋コンクリート柱を使用することが技術上、経済上適当でない場合は、他の支持物を使用いたします。

(ハ) 標準径間

標準径間は、次のとおりといたします。

施 設 場 所	標準径間(メートル)
市 街 地	40
そ の 他	50

(ニ) 支持物の長さ

支持物には、装柱、取付機器、地上高および他の工作物との離隔等を考慮して、必要な長さのものを使用いたします。

(ホ) が い し

がいしには、次のものを使用いたします。

使用箇所	通り箇所	引留箇所
種類	高圧ピンがいし	高圧耐張がいし

(ヘ) 装 柱

支持物の装柱は、水平式または垂直式のうち、いずれか技術上、経済上適当なものといたします。ただし、付近の樹木や建物等の状況によっては、他の装柱とすることがあります。

(ト) 付属材料の種類

a 電線の支持には、垂直配列用の腕金等、装柱に応じた支持金物を使用いたします。

b 支持物には、必要に応じて支線、支線柱または支柱を取り付けます。

(チ) 電線の種類、太さおよび許容電流

a 電線には、高圧絶縁電線を使用いたします。

b 電線の太さは、常時許容電流、短時間許容電流、短絡時許容電流、電圧降下および機械的強度を考慮して、次の中から選定いたします。ただし、技術上、経済上適当でない場合は、架空ケーブル等、他の適当な電線を使用することがあります。

(単位：アンペア)

種類および太さ			高圧絶縁電線	
			ポリエチレン電線	架橋ポリエチレン電線
アルミより線	鋼心	25平方ミリメートル	95	125
		58平方ミリメートル	160	205
	硬	200平方ミリメートル	350	455

(リ) 開閉器の施設

電線路には、保守上必要な箇所に区分開閉器を設置いたします。

(ヌ) 特殊地域の施設

- a 塩じん害発生のおそれが多い地域に施設する電線路には、その規模に応じて耐塩じんがいし類、その他の耐塩じん構造の機材を使用した耐塩設備を施設いたします。
- b 雷雨発生のおそれが多い地域に施設する電線路には、その程度に応じて避雷器等の耐雷設備を施設いたします。
- c 雪害発生のおそれが多い地域に施設する電線路には、その程度に応じて耐雪設備を施設いたします。
- d 強風発生のおそれが多い地域に施設する電線路には、その程度に応じて耐風設備を施設いたします。

ハ 地中電線路

(イ) 電線路の施設

- a 電線路の施設方法は、管路式を標準といたします。ただし、次の場合は、直接埋設式または暗きょ式によることといたします。

(a) 直接埋設式

重量車両が通ることなく、かつ、再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合

(b) 暗きょ式

当該線路を含めて相当多数のケーブルを同一場所等に施設する場合

- b 電線路を新設する場合は、原則として1回線といたします。

(ロ) ケーブルの種類、太さおよび許容電流

- a ケーブルは、架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルを標準といたします。
- b ケーブルの太さは、常時許容電流、短時間許容電流、短絡時許容電流、電圧降下、施設方法等を考慮して、技術上、経済上適当なものを

次の中から選定いたします。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格に準じた算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。

種 類	太さ（平方ミリメートル）
架橋ポリエチレン 絶縁ビニルシースケーブル	22, 38, 60, 100, 150, 200, 250, 325, 400

（ハ） 高圧機器（地上設置）および高圧キャビネットの設置

- a 高圧機器（地上設置）は、高圧電線路を分岐する場合に使用いたします。
- b 高圧キャビネットは、高圧電線路から π 分岐し、地中引込みまたは引出しを行なう場合に使用いたします。

（２） 特別高圧電線路

イ 一般基準

（イ） 電圧降下の許容限度

電線路における電圧降下の許容限度は、次のとおりといたします。この場合の電線路とは、需給地点から需給地点に最も近い当社の発電所または変電所の引出口までといたします。

なお、既設の電線路を利用する場合、または他のお客さまと同時に供給設備を施設する場合は、他のお客さまの電圧降下および電圧変動を考慮して施設いたします。また、下表に定めのない電圧で供給する場合は、下表に準ずるものといたします。

公称電圧（ボルト）	22,000	66,000	110,000
電圧降下の許容限度（ボルト）	2,000	6,000	10,000

（ロ） 経 過 地

電線路の起点または分岐点の位置および経過地は、地形その他を考慮

して、保守および保安に支障のない範囲において電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

電線路は、架空電線路を標準といたします。ただし、架空電線路とすることが法令上不可能な場合、または市街地、住宅地等で用地の確保が困難な場合、その他技術上、経済上適当でない場合は、地中電線路といたします。

(ニ) 施設方法

- a 電線路を単独に新設する場合は、原則として1回線といたします。
- b 電源線（火力発電所から1次変電所に至る電線路）および主要幹線からの分岐は、原則として行ないません。また、当社以外の電気事業者等が所有する設備からの引出しおよび分岐も、原則として行ないません。
- c 1回線電線路からの分岐は、原則として1電線路につき1お客さまといたします。また、多回線電線路からの分岐は、既設電線路の保護方式および保守面を考慮した分岐といたします。

ロ 架空電線路

(イ) 電線路の施設

- a 電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線の張替え等のうち、電線路の保守または保安に支障をきたす場合および用地の確保が困難な場合を除き、最も経済的な方法により施設いたします。
- b 他の架空電線路との併架の場合、電線架設順位は、原則として電圧の高いものを上部、電圧の低いものを下部といたします。

(ロ) 電線の種類、太さおよび許容電流

- a 電線の種類は、鋼心アルミより線または鋼心耐熱アルミ合金より線を標準といたします。ただし、機械的強度上とくに必要のある場合、

腐食のおそれがある場合等特別の場合は、他の電線を使用することがあります。

- b 22,000ボルト架空電線路において鉄塔以外の支持物を使用する場合の電線の種類は、原則として架橋ポリエチレン電線を標準といたします。
- c 電線の太さは、次に示すものを標準とし、許容電流、瞬時許容電流等を考慮して必要最小限のものを使用いたします。ただし、他の電線路に併架する場合で、弛度の関係からやむをえないときは、他の電線と同じ太さのものを使用することがあります。

鋼心アルミより線 (ACSR)		鋼心耐熱アルミ合金 より線(TACSR)		架橋ポリエチレン電線 (OC)	
公称 断面積 (平方ミリ メートル)	許容電流 (アンペア)	公称 断面積 (平方ミリ メートル)	許容電流 (アンペア)	公称 断面積 (平方ミリ メートル)	許容電流 (アンペア)
160	467	160	725	ACSR120	305
240	608	240	954	HA 200	455
330	729	330	1,153		
410	846	410	1,349		
610	1,059	610	1,706		
330×2	1,458	330×2	2,306		
410×2	1,692	410×2	2,698		

- d 電線の許容電流は、電気学会技術報告第660号で推奨されている算定方法等に施設条件を考慮して算出いたします。

(ハ) 支持物の種類

- a 支持物の種類は、原則として鉄塔を標準といたします。ただし、22,000ボルト架空電線路を施設する場合は、鉄筋コンクリート柱を使用することがあります。
- b 施設場所の状況および関連施設との協調上、上記以外の適当な支持

物を使用することがあります。

- c 鉄塔および鉄柱の基礎は、コンクリート基礎を標準といたします。

(二) 標準径間

標準径間は、次のとおりといたします。

支持物の種類	標準径間(メートル)
鉄 塔	150～350
その他	50～150

(ホ) が い し

- a がいしは、250ミリメートル懸垂がいしを標準といたしますが、長幹がいし、LPがいし、耐塩用がいしを使用することもあります。
- b 250ミリメートル懸垂がいしの連結個数は、次のとおりといたします。長幹がいし、LPがいしおよび耐塩用がいしを使用するときは、これに準じて施設いたします。ただし、他の電線路に併架する場合および分岐する場合は、既設の電線路の絶縁設計条件により、がいしの連結個数を増やすことがあります。

汚損区分		A	B	C	D	E
想定最大等価 塩分付着密度 ミリグラム/平方センチメートル (250ミリメートル懸垂がいし)		0.063	0.125	0.250	0.500	海岸のごく近傍 (海水のしぶきが 直接かかる場合)
海岸 概略 からの 距離	台風に対し	50キロメートル 以上 (一般地域)	10～50 キロメートル	3～10 キロメートル	0～3 キロメートル	海岸の地形構造に より0～500メートル
	季節風に対し	10キロメートル 以上 (一般地域)	3～10 キロメートル	1～3 キロメートル	0～1 キロメートル	同上 0～300メートル
発煙源 からの 距離	工場地域に 対し		工場地域周辺 の比較的軽度 の塩じん害地 域	工場地域の中心部		
が 連い 結し 個 数	22,000ボルト	2～3	2～3	2～3	2～3	3～4
	66,000ボルト	5	5	6	6	7
	110,000ボルト	9	9	9	10	11

(へ) 装柱その他

- a 支持物の装柱は、電圧、電線の種類および太さならびに地形的条件等を考慮して経済的な設計を行ないます。
- b 塩じん害地区、多雪地区等で特殊な装柱を必要とする場合には、その条件が満たされる範囲で最も経済的な設計といたします。
- c 絶縁間隔の基準は、次のとおりといたします。

なお、66,000ボルト、110,000ボルトは、アークホーン付きの場合を示します。

電圧 (ボルト)	22,000	66,000	110,000
標準絶縁間隔 (ミリメートル)	350	650	1,150
最小絶縁間隔 (ミリメートル)	150	450	750
ジャンパー線と腕金との間隔 (ミリメートル)	450	800	1,400

(ト) 架空電線の地表上の高さ

- a 電線の最低地表上の高さは、電圧22,000ボルト以下の場合は5メートル、電圧66,000ボルト以上の場合は6メートルを標準といたします。
- b 電線路付近に建造物があるかまたはその建設が予想される地域、道路横断箇所およびその他保安上必要と認められる場合は、標準値に必要な高さを加算した値といたします。

(チ) アークホーン、アーマロッドの施設

がいし装置には、必要によりアークホーン、アーマロッドを施設いたします。

(リ) 架空地線の施設

- a 鉄塔、鉄柱の電線路には、原則として、その電線路の設計条件にもとづいて電力線と協調のとれた架空地線を1条または2条施設いたします。
- b 架空地線が腐食のおそれがある箇所または電磁誘導障害の箇所に施設する場合には、他の種類の電線を使用することがあります。
- c 接地抵抗の高い支持物には、逆せん絡を防止するため埋設地線および接地棒等を施設いたします。

(ヌ) その他

- a 搬送波の重畳されている電線路から分岐して電線路を施設する場合は、搬送波を阻止するためにライントラップを施設いたします。
- b 分岐箇所で、電線路の保守ならびに系統運用上必要な場合等には、開閉型端子または開閉器を施設いたします。
- c 分岐箇所には、故障区間検出装置を施設することがあります。

ハ 地中電線路

(イ) 電線路の施設

電線路の施設方法は、管路式を標準といたします。

(ロ) ケーブルの種類および太さ

- a ケーブルの種類は、C Vケーブルを標準といたします。
- b ケーブルの太さは、次に示すものを標準とし、許容電流、瞬時許容電流および電圧降下等を考慮して、必要最小限のものを使用いたします。

電 圧	種 類		公称断面積（平方ミリメートル）
22,000ボルト	CV	単 心	400, 500, 600, 800, 1,000, 1,200
		トリプレックス形	60, 100, 150, 200, 250, 325, 400
66,000ボルト	CV	単 心	400, 600, 800, 1,000, 1,200
		トリプレックス形	80, 100, 150, 200, 250, 325, 400
110,000ボルト	CV	単 心	400, 600, 800, 1,000, 1,200
		トリプレックス形	100, 150, 200, 250, 325, 400

- c ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格の算定方法に準じ、施設条件を考慮して算定いたします。
- d ケーブルの施設条件により、防災処理ならびに防蟻処理を施すことがあります。

(ハ) 避雷器の施設

架空電線路に接続される地中電線路には、ケーブル保護のため、接続部に避雷器を施設することがあります。

(3) 変電設備

イ 一般基準

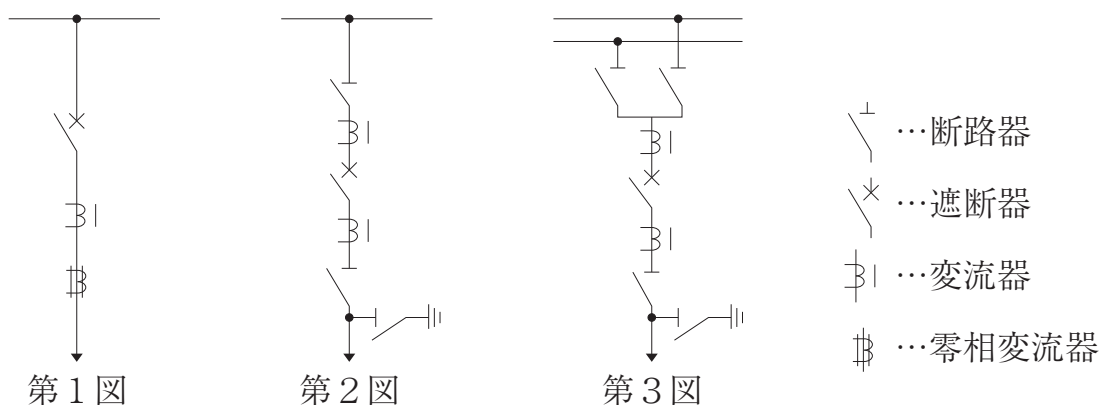
電線路の当社側の引出設備は、その変電所の他の引出設備に準じて施設いたします。

なお、発電所から引き出す場合は、変電設備に準じて施設いたします。

ロ 結 線 法

結線は、高圧の場合は第1図、特別高圧の場合で、単母線のときは第2図、2重母線のときは第3図を標準といたします。

なお、線路側断路器の線路側に計器用変圧器および避雷器を施設する場合があります。



ハ 遮断器

(イ) 遮断器は、当社が一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流、現在の系統構成および将来の予想されている系統構成について計算した短絡電流から判断して、必要最小限のものを使用いたします。

(ロ) 短絡電流の算定に考慮する将来の系統構成は、5年から10年程度を目標といたします。

ニ 断路器

断路器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流およびその系統で必要な短時間電流から判断して、必要最小限のものを使用いたします。

ホ 変流器

変流器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流およびその系統で必要な短時間電流から判断して、必要最小限のものを使用いたします。

ヘ 配電盤

配電盤には、原則として電流計および遮断器操作開閉器ならびに運転

に必要な器具を取り付けます。また、必要に応じ、電力計、無効電力計、電力量計、無効電力量計および充電判定用計器等を取り付けます。

ト 保護装置

電線路で短絡または地絡を生じた場合に、自動的に電路を遮断するための必要な装置を施設いたします。

なお、原則として自動再閉路装置を施設いたします。

(4) 保安通信用電話設備

イ 一般基準

- (イ) 特別高圧で電気を供給する場合は、原則として保安通信用電話設備を施設いたします。
- (ロ) 保安通信用電話設備の電話方式は、共電式を標準といたします。
- (ハ) 回線数は、原則として1回線といたします。

ロ 伝送路設備

- (イ) 伝送路設備は、次の通信方式を標準とし、伝送情報の重要度ならびに経済性を考慮して、最適な組み合わせにより構成いたします。
 - a 通信ケーブル方式または通信ケーブル搬送方式
 - b 光ファイバケーブル方式または光ファイバケーブル搬送方式（光ファイバケーブルには光ファイバ複合架空地線〔以下「OPGW」といいます。〕を含みます。）
 - c 多重無線方式
- (ロ) 通信ケーブル方式および通信ケーブル搬送方式
 - a 通信線路の施設
 - (a) 通信線路は、架空通信線路を標準といたします。ただし、架空通信線路とすることが法令上不可能な場合または技術上もしくは経済上やむをえない場合は、他の方法によります。
 - (b) 架空通信線路は、使用電圧が22,000ボルトの架空電線路ならびに高低圧架空電線路への添架または他の架空通信線路への共架を標準

といたします。ただし、技術上または経済上やむをえない場合は、独立通信線路といたします。

(c) 地中通信線路の施設方法は、管路式を標準といたします。ただし、次の場合は、直接埋設式または暗きょ式によることといたします。

i 直接埋設式

重量車両が通ることなく、かつ、再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合

ii 暗きょ式

当該線路を含めて相当多数のケーブルを同一場所等に施設する場合

b 経過地

通信線路の経過地は、地形その他を考慮して、保守および保安に支障のない範囲において通信線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

c 保安装置

必要により保安装置を施設いたします。

d 搬送装置

搬送装置を施設する場合は、伝送距離、必要回線数等の施設条件を考慮して、最適なものを施設いたします。

(ハ) 光ファイバケーブル方式および光ファイバケーブル搬送方式（光ファイバケーブルにはOPGWを含みます。）

a 通信線路の施設

(a) 通信線路は、架空通信線路（OPGWを除きます。）を標準といたします。ただし、架空通信線路とすることが法令上不可能な場合または技術上もしくは経済上やむをえない場合は、他の方法によります。また、伝送情報の重要度を考慮して、OPGWまたは地中通信線路により施設する場合があります。

(b) 架空通信線路（OPGWを除きます。）は、使用電圧が22,000ボルトの架空電線路ならびに高低圧架空電線路への添架または他の架空通信線路への共架を標準といたします。ただし、技術上または経済上やむをえない場合は、独立通信線路といたします。

(c) OPGWは、(2)ロ(リ)の架空地線の施設に準じて施設いたします。

(d) 地中通信線路の施設方法は、管路式を標準といたします。ただし、次の場合は、直接埋設式または暗きょ式によることといたします。

i 直接埋設式

重量車両が通ることなく、かつ、再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合

ii 暗きょ式

当該線路を含めて相当多数のケーブルを同一場所等に施設する場合

b 経過地

通信線路の経過地は、地形その他を考慮して、保守および保安に支障のない範囲において通信線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

c 搬送装置

搬送装置を施設する場合は、伝送距離、必要回線数等の施設条件を考慮して、最適なものを施設いたします。

(二) 多重無線方式

a 多重無線装置（空中線系を含みます。）

多重無線装置は、伝送距離、必要回線数等の施設条件を考慮して、最適なものを施設いたします。

b 空中線支持物

電波伝搬路を確保するために、必要最小限の高さの支持物を施設い

たします。

c 反 射 板

電波伝搬路の経路構成上必要な場合は、反射板を施設いたします。

d 搬送装置

搬送装置は、必要回線数に応じて最適なものを選定して施設いたします。

(5) 系統保護装置用通信設備

イ 一般基準

(イ) 当社とお客さまとの間に通信回線を必要とする系統保護装置を適用する場合があります。

(ロ) 系統保護装置のために使用する通信回線には高信頼度と所要の伝送特性が要求されるため自営の電気通信設備とし、伝送路媒体は、マイクロ波無線または光ファイバケーブル（OPGWを含みます。）による構成といたします。

(ハ) 通信回線は、原則として1系列、1ルート構成といたします。ただし、系統保護装置の動作信頼度を確保するため、2系列、2ルート構成とする場合があります。

ロ 伝送路設備

伝送路設備については、(4)の保安通信用電話設備に準じます。

(6) 給電情報伝送装置

イ 一般基準

(イ) 必要により給電情報伝送装置を施設いたします。伝送方式は、サイクリック伝送方式を標準といたします。

(ロ) 伝送路は、原則として1ルートといたします。

ロ 伝送路設備

伝送路設備については、(4)の保安通信用電話設備に準じます。

(7) そ の 他

この標準設計に定めのない場合は、技術基準その他の関係法令等にもとづき技術上適当と認められる設計によるものといたします。この場合には、その設計を標準設計といたします。

電気事業法施行規則第27条第2項の 規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 最終保障供給約款の変更の内容および新旧対比表

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は、第45回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2022年2月25日開催）において、1 需要場所複数引込みの適用対象の整理がなされ、当該整理が電気事業法施行規則に反映されたことにもない、当該内容を供給条件に反映するべく、最終保障供給約款を変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第20条第1項の規定にもとづき、ここに最終保障供給約款の変更を届け出る次第であります。

2 最終保障供給約款の変更の内容 および新旧対比表

最終保障供給約款の変更の内容

最終保障供給約款の変更につきましては、1 需要場所複数引込みの適用対象について整理がなされたことを踏まえ、必要となる変更を行なうとともに、その他の今日の見直しをいたしました。

新旧対比表

旧	新
電気最終保障供給約款 2022年4月10日実施 中国電力ネットワーク株式会社 3 定義 次の言葉は、この最終保障供給約款においてそれぞれの意味で使用いたします。 (13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。 I 総則 II 契約の申込み 8 需要場所 (4) (1)に定める1構内もしくは1建物または(2)に定める隣接する複数の構内（以下「原需要場所」といいます。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに設置する際に、当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のいずれれにも該当するときは、(1)、(2)または(3)にかかわらず、特例区域等を1需要場所といたします。 イ 次の事項について、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。	電気最終保障供給約款 2022年4月12日実施 中国電力ネットワーク株式会社 3 定義 次の言葉は、この最終保障供給約款においてそれぞれの意味で使用いたします。 (13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。 I 総則 II 契約の申込み 8 需要場所 (4) (1)に定める1構内もしくは1建物、(2)に定める隣接する複数の構内または(3)に定める設置されている場所（以下「原需要場所」といいます。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で、次のいずれれにも該当するときは、(1)、(2)または(3)にかかわらず、特例区域等を1需要場所といたします。 イ 次の事項について、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。

旧	新
(イ) 非特例区域等について、(1)、(2)または(3)に準じて需要場所を定めること。 (ロ) 当社が特例区域等における業務を実施するため、33（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。 ロ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。 ハ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。 ニ 当社が非特例区域等における業務を実施するため、33（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。 ホ 特例区域等を1需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適當でなく、他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。	(イ) 非特例区域等について、(1)、(2)または(3)に準じて需要場所を定めること。 (ロ) 当社が特例区域等における業務を実施するため、33（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。 ロ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。 ハ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。 ニ 当社が非特例区域等における業務を実施するため、33（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。 ホ 特例区域等を1需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適當でなく、他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。
附 則 1 この最終保障供給約款の実施期日 この最終保障供給約款は、2022年4月1日から実施いたします。	附 則 1 この最終保障供給約款の実施期日 この最終保障供給約款は、2022年4月12日から実施いたします。
別 表 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気	別 表 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生

旧	新
事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十三条第三項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、最終保障予備電力の場合で、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの計量損失率で修正したものといたします。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 また、最終保障予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。 ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。 (イ) (ロ) および(ハ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業	可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、最終保障予備電力の場合で、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの計量損失率で修正したものといたします。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 また、最終保障予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。 ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。 (イ) (ロ) および(ハ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能

旧	新
者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 (ロ) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、 (ハ) の場合を除き、(イ) に準ずるものといたします。この場合、 (イ) にいう検針日は、計量日といたします。 (ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(イ) に準ずるものといたします。この場合、(イ) にいう4月の検針日は、5月1日といたします。	エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 (ロ) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、 (ハ) の場合を除き、(イ) に準ずるものといたします。この場合、 (イ) にいう検針日は、計量日といたします。 (ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(イ) に準ずるものといたします。この場合、(イ) にいう4月の検針日は、5月1日といたします。

